

改正

令和 4 年 7 月 26 日 告示第 146 号

令和 5 年 3 月 30 日 告示第 50 号

川南町保健福祉事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 49 の規定に基づく事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、町とし、事業の実施に当たっては適切な事業運営を確保できると町長が認める社会福祉法人等（以下「実施機関」という。）に委託することができる。

(対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、町内に住所を有する 65 歳以上の高齢者（以下「被保険者」という。）並びに被保険者を介護又は支援する家族及び介護者（以下「介護者等」という。）とする。ただし、介護保険料滞納者は、対象外とする。

(事業内容)

第 4 条 この事業は、被保険者の介護予防と介護者等の支援を目的として、次に掲げる内容とする。

- (1) 運動器の機能維持・向上
- (2) 参加者同士の交流等によるリフレッシュ活動
- (3) 介護予防及び介護方法の知識や技術の習得
- (4) その他介護予防、介護者等の支援に資すると町が認めたもの

(利用回数)

第 5 条 この事業の利用回数は、1 週につき 1 回を限度とする。

(申請及び決定)

第 6 条 この事業を受けようとする者は、川南町保健福祉事業利用申請書（様式第 1 号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容の審査を行い、可否を決定し川南町保健福祉事業利用決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(利用の廃止)

第7条 町長は、前条により決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を廃止する。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が町外へ転出したとき。
- (3) 介護保険料を滞納したとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適切と認めたとき。

(利用料)

第8条 事業の利用料は、無料とする。ただし、当該事業の利用に伴い必要となる実費は、利用者が負担するものとする。

(委託費)

第9条 実施機関が事業を行ったときの実施に係る経費は町が負担するものとし、その金額は協議して定める。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月26日告示第146号)

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月30日告示第50号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。